

懲戒処分の公表

三木市は、職員の交通事故関係の不祥事案について、本日付で地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

平成 29 年 10 月 11 日午前 7 時 45 分頃、自家用車で通勤途中の交差点において、横断中の中学校生徒の自転車と接触し、生徒に同年同月 28 日までの入院と平成 30 年 1 月 25 日までの通院治療を要する重傷（右鎖骨遠位端骨折など）を負わせた。

2 処分対象者及び処分内容

交通事故（通勤途上での人身事故）事案関係

役職名	年齢	処分の内容等
健康福祉部 介護保険課 主任	34 歳	戒告

地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する

3 今後の対応

職員の交通事故防止については、機会あるごとに注意を喚起するとともに、毎年、三木警察署による職員安全運転講習会を実施しているところですが、この度の事案を踏まえて、再発防止のため、より一層の取り組みの強化を図ります。

さらに、所属長による職場の管理体制の強化や意識改革の啓発に努めます。

問い合わせ 三木市総務部総務課

電話 0794-82-2000（内線 2440）